

大和郡山市子ども・子育て会議
令和7年度 第1回会議 議事録

- 開催日時 令和8年3月23日(月) 午後2時00分～午後3時30分
- 開催場所 大和郡山市役所3階305、306会議室
- 出席者 12名 大木委員、吉岡委員、藪田委員、越智委員、山本委員、市田委員
乾委員、渡辺委員、高原委員、丸尾委員、河口委員、笠原委員
(敬称略 順不同)
- 欠席者 1名 木村委員
- 事務局 7名(子育て支援課4名、保育支援課2名、保健センター1名)
- 傍聴なし
- 次第 1. 開会
2. 議題
 - (1) 大和郡山市こども計画の事業進捗について(報告)
 - (2) 令和8年度実施事業について
 - ・保育支援課
 - ・保健センター
 - ・子育て支援課
 - (3) こども・若者の居場所づくりについて(グループワーク)
- 3. 閉会

【開 会】

事務局：それでは定刻の午後2時になりましたので、ただいまより令和7年度大和郡山市子ども子育て会議を開会いたします。本日はお忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。
私本日司会をさせていただきます事務局子育て支援課の伊藤と申します。
どうぞよろしくお願いいたします。

【会議資料の説明】

事務局：初めに、本日の資料について、事前に郵送させていただいておりますものと、本日追加でお配りしているものがございますので、確認をさせていただきます。
まず事前に封書でお送りしております資料ですが、A4の「会議次第」、A3カラーの「大和郡山市こども計画、令和7年度事業進捗評価シート」、A4の資料「幼児期の学校教育・保育 実施状況」、それからグループワークの説明用のA4資料「こども・若者の居場所づくりについて」、カラーA4のこども家庭庁の資料「こどもの居場所づくりに関する指針〈概要版〉」、最後にカラーA4

の冊子「こどもの居場所づくり」。ここまでが事前にお送りしている資料です。次に、本日机にお配りした資料ですが、A5版「やまとこおりやま子育ておうえんブック」と、A4こども家庭庁「保育提供体制の確保のための『実施計画』による財政支援について」の計8点でございます。資料外では、「委員委嘱書」も置かせていただいております。不足等ございましたらお声がけいただければと思いますが、大丈夫でしょうか。

【定足数の確認】

事務局：なお、委嘱している13名の委員のうち、本日は12名の委員の方のご参加をいただいております。過半数以上の出席ということで、大和郡山市子ども子育て会議条例第7条第2項に基づき、会議が成立しておりますのでご報告をさせていただきます。

【委員の紹介】

事務局：(各委員の紹介)

なお、新たな取り組みといたしまして、こども・若者の声を市の施策に反映させることを目的に若者委員を募集したところ2名がご応募されましたので、そのお二方を委員として委嘱いたしております。

【会議の公開について】

事務局：なお、会議は公開での開催となりますが、今回は傍聴人の申出はございませんので、このまま進めてまいります。

【会長、副会長の選任】

(司 会)

事務局：では、議事に先立ちまして、今年度初回の会議でございますので、会長及び副会長の選任を行います。子ども子育て会議条例第6条第1項により会長、副会長は委員の互選によって選出すること、と定められております。立候補やご意見がございますか、いかがでしょうか。

委 員：事務局案はありませんか。

事務局：ありがとうございます。はい、事務局といたしましては、こども計画の進捗を管理するという会議の性質から、計画の作成にご尽力いただきました渡辺委員に会長をお願いしてはいかがかと考えております。副会長には慣例に従い、

保育園公私園長会から選出の山本委員にお願いできたらいかがかと考えております。

(委員より賛同の拍手)

事務局：ありがとうございます。それではこれをもちまして、会長に渡辺委員、副会長に山本委員を選出、とさせていただきます。お二方には、前の席にご移動をお願いいたします。

それではここからの議事進行につきましては、会議条例第7条第1項の規定に基づき、会長の下で進行をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

【会長挨拶】

会長：皆さん、改めましてこんにちは。お忙しいところ、ご出席をいただきましてありがとうございます。会長を仰せつかりました渡辺でございます。どうぞよろしく申し上げます。

【議事】

会長：では、議事に入らせていただきますが、先ほど事務局の方から説明がありましたように、公開による開催となっておりますが、今回は傍聴人はおられませんので、このまま進めさせていただきます。
お手元の次第に基づき議事を進行いたします。

1 大和郡山市子ども計画の事業進捗について（報告）

では、子ども計画の事業の進捗につきまして、事務局の方から説明の方をよろしく申し上げます。

事務局：はい、それではご説明させていただきます。

まず資料ですが、カラーのA3「大和郡山市子ども計画 令和7年度事業進捗評価シート」をご覧ください。順番に説明をさせていただきます。

こちらにつきましては、昨年度この会議の場でご検討策定をさせていただきました「大和郡山市子ども計画」の具体的な施策取り組みについて、計画に定められたものが、その後どういうふうに事業の展開をされたか、あるいはできなかったかというところを各事業の担当課から聞き取り、ヒアリングを行いまして、まとめたものとなっております。

左の方の「基本方向」、「施策」、「具体的な取り組み」、「取り組みの内容」、ここまでが「こども計画」の体系に沿ったものを表記しております。その右側が「令和7年度の実施実績」と「令和8年度以降の実施予定」そして「令和7年度に実施した取り組みの内容」そして、何か特筆することがあった場合に自由記述にて記載するという資料となっております。

順番に上からご説明をさせていただきます。

まず最初のページ「1 あんしんできる」というところです。ここにつきましては、人権の尊重であったり、虐待・暴力の防止、あるいは安全の確保というところを体系的にまとめた基本方向となっております。これらのだいたいの取り組みを今年度実施しており、来年度も実施継続していきたいということとなっております。

上から見ていきますと、「(1) こども・若者の人権の尊重」という部分について、令和7年度実施した取り組みの内容としましては、保育支援課の記載ですが、保育園や認定こども園においての人権研修の実施。同じような形で、学校教育課の報告にありますように、幼稚園・小学校の教職員に対する研修の実施等を行っております。また、人権施策推進課では、各種人権や児童虐待に関する講演会の実施等を行っております。次年度以降も各課においては、引き続き実施することとなっております。

「(2) 虐待暴力等の防止への取り組みの推進」、こちらにつきましても各事業実施、来年度以降も継続ということになっておりますが、12番「DV等に関する講座の実施」というものがまだできていないということとなっております。次年度以降にこういった形で開催できるか、担当課において検討を行うこととなっております。

(2)につきましましては、要保護児童対策地域協議会の取り組みの継続ですとか、あるいは各種相談業務の実施の継続という取り組みを進めるということで回答を得ております。

「(3) こども・若者の安全の確保」、ここにつきましても、すべての項目で現在実施しており、これからも継続するということです。大きなところでは、まちづくり事業課が記載の「都市計画道路城廻り線」が3月26日に供用開始ということとなっております。

続いて、資料の裏側「2 よりそい、ささえあう」ですが、こちらにつきましても、多岐にわたりますので、1つずつここで言及することは割愛させていただきます。

「(1) 妊娠・出産、子育てにかかる切れ目のない支援」、こちらにつきましましては、保健センターの報告にありますように、妊娠期から就学前までの切れ目のない支援を行っております。具体的には妊娠届出時に5万円、それから生ま

れた後の個別訪問「こんにちは赤ちゃん訪問」時に 5 万円をそれぞれ支給するという事業を継続して行っております。

休日応急診療所につきましては、年末年始の期間の感染症の流行状況によって混み合うというところがございますので、診療時間の延長拡大を実施しております。

保育園給食および学校給食において、地産野菜を取り入れる「大和郡山の日」を設定し、食育の推進にも取り組んでおります。

「(2) 困難を抱えたこども・子育て家庭・若者への支援」というところですが、こちらにつきましては、実施できていないものが 2 つございます。「38 障害のあるこどもたちの経済的負担の軽減」ですが、こちらにつきましては、県の事業で特別児童扶養手当というものがあり、これは市が窓口となって実施しておりますが、市独自の政策としては、現状を実施できておりません。それから「46 外国人家庭に対する支援」につきましても、今のところ、市独自の施策として取り組んでいるものはないのですが、外国人の家庭も増えておりますので、どういった形で支援していけるか、引き続き次年度以降、検討を進めていきたいと考えております。

次のページの「(3) 家庭で支え合うワーク・ライフ・バランスの推進」というところです。こちらにつきましては、「60 ママパパクラスへの父親参加の促進」ということで、保健センターで実施しております、父親に対しての子育て教室の継続実施、あるいは郡山高校での親子たんどん広場のクリスマス会の実施等で、若い世代へのこどもたちとの触れ合いの機会の設定などに取り組みました。

「61 地域子育て支援拠点事業での父親支援」は検討中となっております。令和 10 年度の開業を目指して検討を進めております「(仮称) 近鉄郡山駅前子育て世代活動支援センター」においての父親の育児参画を目指す取り組みについて、令和 8 年度以降検討を進めたいと考えております。

続きまして、「3 みんなではぐくむ」こちらは、保育園や地域での子育て支援事業について記載しております。

「(1) 多様な教育・保育の充実」それから「(2) 地域での子育て支援の推進」というところで、こちらにつきましては、保育支援課の記載にございますように、「70 保育士の確保」の施策を実施したことにより、受け入れてきた児童の数が増えておりますが、依然として待機児童の解消には至っていないというところです。それから「76 こども誰でも通園制度の実施」につきましては、令和 7 年度に試行的事業として民間こども園 1 園で実施いたしました。

また本年度も新たに病児対応型保育施設 1 施設を新たに設置しております。それから教育総務課の記載のところですが、片桐幼稚園を新たな幼稚園モデ

ルとして、令和 10 年度から新たな園として、矢田南、片桐西、片桐の 3 園を統合した形での実施を予定しております。これに伴って幼稚園における預かり保育の充実を検討しているというところです。ですので、71、72 につきましては、こういった部分も含めて、来年度に実施に向けての検討を進めていくというところでございます。

(2)では、市内 5 カ所での親子たんどん広場、地域子育て支援拠点、こどもサポートセンターにおける地域での子育て支援の細かなニーズに対応できるような場の提供を行っております。

最後に資料裏面、「4 まなび、かつやくする」というところです。

こちらにつきましても、だいたいの項目は、継続実施というところでございます。

「(1) 特色ある学びの創造」というところで、大きなところでは、スポーツ推進課、学校教育課のところに記載のある、学校での部活動の地域移行が現在進められております。大和郡山市におきましても、指導者の確保を実施しながら計画的に地域移行を実施しているということです。それから図書館におきましては、「こども推し本リスト」を作成し、こどもの読書について推進しております。

「(2) こども・若者の居場所・活動の場づくりの推進」、こちらにつきましては、子育て支援課の取り組んだ内容といたしまして、昭和幼稚園が閉園いたしましたので、この跡地を活用し、昭和学童保育所の移転整備を行いました。また、現在保護者会での運営となっている学童保育所ですが、放課後児童クラブサポートセンターへの運営移行を新たに 2 カ所実施しております。

それから近鉄郡山駅周辺整備事業の進捗に伴って、先ほど申しあげました「子育て世代活動支援センター」の整備に向けての協議を行っております。

それから大きなところでは、まちづくり事業課が体育施設、公園施設の改修、具体的には総合公園施設ならっきー球場のスコアボードの改修及び九条公園のランニングコースの改修工事を実施しました。この施設改修につきましては、来年度九条公園施設プールの屋根の更新工事を予定しております。

子育て支援課では、先ほどの近鉄郡山駅前のセンターの整備に関して、ニーズを調査するための実証実験を実施する予定です。

最後(3)の地域振興課の記載のところでは、昭和工業団地協議会が主催する「おしごとフェスタ」の支援あるいはキャリア教育推進事業への支援を行うことによって、地元小中学生のキャリア教育及び将来の地元での就労というところにつなげるための取り組みを実施いたしました。

まちづくり戦略課の記載ですが、これは、「108 大和郡山ソリデール事業」というものに関する記載でございます。現在奈良高専の学生が市内の家庭で

下宿するという事業を引き続き実施しているところです。

それから学校教育課の記載にありますように、中学生による「子供議会」、これにつきましては引き続き今年度の取り組みを行いました。

以上、今年度、こども計画に記載されております件について、かいつまんでご紹介をさせていただきました。

会 長 : はい、ありがとうございました。「こども計画」の今年度の進捗状況につきまして、何かご質問、ご意見ございましたら、発言をお願いします。

委 員 : 評価シートの作成、どうもありがとうございます。

2つの教えていただきたいことがあります。

まず1つは、「46 外国人家庭に対する支援」について、7年分実施実績は「実施なし」で、8年度以降も「実施に向けて検討」ということで記載いただいています。昨今の社会情勢ということかと思うんですが、急に7年度に外国人の方が増えたわけではないと思うんですけど、なぜこのタイミングで実施することになったのかと、どこかからの何かのお話があって、そういうことになったのかということを知りたいのですが、一つでございます。

もう一つは一番最後の「4 まなび、かつやくする」というところの「100 社会教育施設利用の推進」についての取り組み内容として、スポーツ会館を修繕し、いうふうに記載をいただいているんですけども、例えばその下の記載であれば、具体的にならっきー球場と記載されてるんですけど、私も普段スポーツの様々な施設を使うものですから、具体的にどのあたりが修繕されたのか、もしお手元に資料あれば教えていただけたらと思います。

事務局 : はい、ありがとうございます。

1つ目のご質問、外国人家庭に対する支援に関する質問です。

こちらにつきましては、昨年度のこども計画策定から検討されていた案件でその結果計画として定められたものですので、私どもとしては、できるだけ実施できるように考えないといけないというものです。では、そもそもなぜこの項目が検討案に入ってきたのかということについては、現実、私ども市職員が、実際に窓口や電話での相談を受付する中で、外国人の家庭に支援が必要だという場面に多く出会うことがございます。現在、国会でもいろんな議論がございますし、今後、これがどのように制度が変わっていくか、あるいは推移していくかというのはわかりませんが、実際問題として、市内にお住まいの外国人家庭に対する支援が現場レベルでその都度対応しているというところですので、もう少しシステムティックといえますか、事業として何か取り組むことが

できないかというところの検討をしているということでございます。

2つ目の質問、スポーツ会館については申し訳ございません、ちょっと手元に資料がございませんので、具体的にどここの終繕を行ったかということがちょっと不明ですが、スポーツ推進課の所管のスポーツ会館というのは、いわゆるミニ体育館という施設です。これについては市内に十数箇所ございまして、そのうちのいくつかを修繕したということですが、申し訳ございません、具体的にどこかというのは、また追ってお伝えできたらと思います。

会 長 : ありがとうございます。他はいかがでしょうか。

私からの意見と言いますか、2点あるんですが、個々の取り組み内容もさることながら、これは事業進捗評価シートということになっているので、1つは、項目ごとに一応整理されて、またその項目の事業が複数課に横断するところもあるので、その課毎に取り組み内容を書いていただいたと思うんですけど、取り組み内容の項目毎に書いていただいた方が見やすく、進捗評価がしやすいと思ったことです。

もう1つは、進捗評価ということですので、取り組み内容は結果っていうか、アウトプットになると思うんですが、それでどのような成果に至ったのか、「結果」と「成果」とは区別の上、整理して記載をしていただいた方が、進捗評価につながるのではないのかなというふうに、シートの段の都合で、2段、3段になっても全然構わないと思うんですが、そういう枠組みでしていただく方がよろしいのかなというふうに思いましたので、一言だけ申し添えておきます。

計画の進捗の方はよろしいでしょうか、

委 員 : 「2 よりそい、ささえあう」の「38 障害のあるこどもたちの経済的負担の軽減」についてですが、掲載していただいている項目の中で、唯一、これだけが、令和7年度は「実施していない」し、令和8年度以降も「実施しない」ということで、県の特別児童扶養手当があるということで、こちらはもう、していかない、というふうにされていると思うんですけども、この県の手当というのは、おそらく令和7年度以前もあったんですね。ですので、計画策定の段階でそのことはわかってたのかなと思います。わかっていた上で、市として、何かやっていこうというふうなことで計画されたと思うんです。それを実施しないっていうふうに決めていらっしゃるんで、それは何か県の手当だけでもOKというみたいなこともあったんだ、とか、規模の大きい大阪市とかなら出してるけど、大和郡山市ではやらんのか、というようなことにもなってしまっているんですが、「しない」ということになったこと、これについて「検討はして

いかない」と思われることについて、ご見解を頂戴したいです。

事務局：はい、ありがとうございます。今日、障害福祉担当の者がここにおりませんので、聞き取っている話だけになりますが、障害者への医療費の助成や、サービス利用の拡大によって、その給付費も増えているという中で、なかなか障害福祉の分野でさらなる支援の拡充ということが、財政的に難しいというふうに聞いております。

ただエッセンスとして、障害者の経済的な負担の軽減ということは大事だと思いますので、すぐに実施できないかもしれませんが、この計画に掲載することで、毎年度担当課がこの項目を見て、やっていかねばならないのだ、というふうに認識してもらえればと思っています。なかなか実現できていない理由は、やはり財政的な事情になります。

他との兼ね合いでできない、というよりも、障害福祉分野の予算自体が膨れ上がっていて、これ以上拡充が困難だ、というふうに聞いています。

委員：はい、ありがとうございます。となると「実施に向けて検討」でもいいのかなと思います。「実施しない」では、ピシャッと切っている感じがするんで、7年度から計画を施行していただけて、一生懸命みんな考えてと思うんですけども、そういう風な文言でもいいのかな、とそこは、担当課との調整があってもよかったかなと思います。

会長：はい、ありがとうございます。意見を踏まえて検討していただけたらと思います。

他はよろしいでしょうか。

2 令和8年度実施事業について

では、令和8年度の実施事業について、それぞれの担当の方から説明の方をお願いをしたいと思います。

まずは保健センターの方からよろしく願いいたします。

保健センター：令和8年度の取り組みとして、代表的なものを3つ説明いたします。

1つ目は、予防接種に関してです。

RSウイルスワクチン接種というのを新規に始めてまいります。このRSウイルスというのは、2歳になるまでにほぼ100%の乳児が感染すると言われていますが、風邪の症状が続いて、重度になると気管支炎とか肺炎を発症する場

合がございます。

妊娠中のお母さんに RS ワクチンを接種することによりまして、お母さんの体内で作られた抗体が赤ちゃんの方へ移行しまして、赤ちゃんの RS ウイルスによる発症やその重症化を予防するという予防接種になっております。

このワクチンは無料で実施していきたいと考えております。

2 点目は妊婦歯科検診の実施でございます。

妊娠中のお母さんは食生活やホルモンバランスなどの影響で歯周病や虫歯になりやすいと言われております。この歯周病が進行しますと、早産や低体重児出産が起こるということも指摘されております。

お母さんの口の状態を確認して、ケア方法を知って安心して出産を迎えられるよう、お母さんを対象に歯科検診を実施していくものでございます。

最後 3 つ目でございますが、母子手帳に関してですが、今まで紙の手帳を配布しておったんですけれども、来年度より母子手帳アプリを導入してまいります。

紙の手帳とアプリの併用になりますが、このアプリを導入いたしますと、こどもの成長記録や健康診断や予防接種のスケジュール管理が楽になりまして、市側からアプリの方へ直接通知できるようになります。

また、里帰りや引っ越しなどで他の市町村に移動しても、その自治体との情報の共有が可能となりまして、さらなる支援体制の強化を図れると考えております。

以上でございます。

会 長 : ありがとうございます。今の保健センターの説明につきまして、ご質問ご意見ございませんか。

委 員 : 私は今仕事の関係で耳鼻咽喉科医と話をすることがあり、その中で HPV ワクチンについて、何歳まで無料で接種だということを広く告知し、市の広報にも入れているが、なかなかの浸透していない現状があるという話をしていたことがございます。今回のこの予防接種のみならず、市がどのように周知していただけなのか、市の広報だけではうまくいかなかったという話を聞いたものですから、今どういうお考えか教えていただけたらと思います。

保健センター : 広報に関しましては、当然、市ホームページや市の公式 LINE、また広報誌でもしてまいります。この RS ワクチンは直接お母さんに接種するものですので、お母さんが妊娠届を出された時に直接 100%面談を行いますので、その際、お母さんにお医者さんに行ってお母さんに接種してもらおうよう直接説明してまい

ります。
以上です。

会 長 : ありがとうございます。他に何かございますか。
それでは続きまして、子育て支援課からのご説明よろしく申し上げます。

子育て支援課 : 子育て支援課の令和 8 年度事業ですが、こども計画の基本方針に沿って、引き続き児童虐待防止に向けた取り組みや妊娠、出産、子育てに関わる切れ目のない支援、またはひとり親家庭への支援、さらに地域子育て支援拠点事業の充実、またこども・若者の居場所づくりの推進など、継続事業として実施してまいります。

また、新規事業といたしましては、こども計画策定の際、一番ニーズの多かった屋内の遊び場の整備に向けて、実験的に屋内遊戯広場をつくりまして、来場者に遊んでもらって意見をいただき、遊具選定の材料にするための実証実験を令和 8 年度に実施いたします。

なおこの屋内遊戯広場の整備は、近鉄郡山駅前の旧 asmo の後に遊具広場、一時預かり施設、交流広場を備えた、子育て世代の活動センターとして、令和 10 年 10 月頃のオープンを予定しております。

以上簡単ではございますが、子育て支援課から令和 8 年度事業の説明でございました。

会 長 : ありがとうございました。ただいまの説明に関しまして、ご質問ご意見はいかがでしょうか。
では、保育支援課の説明をお願いします。

保育支援課 : それでは保育部門について 2 点説明させていただきます。

まず 1 点目は、令和 8 年度に実施いたします主要事業ですが、「こども誰でも通園制度」事業についてです。初めての人の方もおられますので、改めてご説明いたします。

これは、少子化対策の一環として謳われており、「こども誰でも通園制度」事業、正式には「乳児等通園支援事業」と言いますが、就労要件を問わず、月一定時間まで利用することができる新たな通園給付事業でございます。

対象児童は保育所等の施設に通園または在籍していない 0 歳 6 ヶ月から 3 歳未満のこどもが対象で、利用時間はこども 1 人につき、月 10 時間までとなっております。

モデル事業として、令和 7 年度市内カトリック幼稚園で 7 月から実施いたし

ました。定員 3 名で、市内在住で保育所に通っていない方で、安全面を考慮し、満 1 歳から満 3 歳未満でのこどもが対象でございました。

利用実績ですが、2 月末までの 8 ヶ月間で登録人数 29 人、延べ利用者人数 130 名となっております。

令和 8 年度からのカトリック幼稚園の実施については、改めて市の条例により設備や運営について認可と確認が必要になります。この子ども子育て会議にてご意見をお伺いした上で、認可手続きを行い、4 月 1 日より開始したいと考えております。また、公立園においても準備が整い次第、治道認定こども園にて実施し、市内で合わせて 2 園体制で実施したいと考えております。

定員はカトリック 幼稚園 5 名、治道認定こども園 3 名で、一般型で午前 9 時から午後 3 時まで 2 時間単位ごとの設定を予定しております。まだ認知度が低いのかと感じておりますけども、令和 8 年度 4 月から全国で本格実施となり、義務化されると、マスコミ等で取り上げられる機会も多くなり、利用者は徐々に増えていくものと考えております。

市としては、引き続き広報紙つながり、市ホームページ、市公式 LINE 等にて周知いたします。以上でございます。

会 長 : はい、今説明がありました。「こども誰でも通園制度」ですね。ご質問ご意見はございますか。

委 員 : 保育支援課に向けてではないのですが、以前もたぶんお話しさせていただいたと思うんですけど、こういう報告事項であれば、資料があつてしかるべきでないかと、討論とかグループワークであれば、その場その場で意見が出るんで、別に必要ないんですけども、今、保健センター、子育て支援課、保育支援課からお話しいただいて、委員の皆さんは、一生懸命メモを取ってますけど、おそらく聞き漏れとかもあると思うんですよ。ちゃんとした資料をいただければ、各委員として参加させていただいている部分でご意見もできますし、各所属している団体でもフィードバックとかできるんで、まあそういうのがあつてもいいのではというようなことを、去年もお話ししたんですけども、今年も用意してないんですかね。報告事項であれば用意ができるはずですよ。

そうしないと我々も正確に物を捉えて発信することができないんで、僕はメモが取れてないのでそうしていただければいいと思います。

話は戻って、3 つ目にお話しいただいた母子手帳ですが、これをアプリで紙と併用されるということなんですけども、その親御さんが紙でもアプリでも両方でも OK ということなんですかね。

保健センター：はい、おっしゃる通り、どちらでも大丈夫です。ただ、今後は国の方が、マイナンバーカードと連携していきますので、アプリを使っていただく方向に国全体は動いていくということになります。

委 員：紙とアプリ両方というのも OK なんですか。

保健センター：2 つ共ご提供できます。

委 員：ありがとうございます。こどもがたくさんいる家庭としては、母子手帳など見ないんですけども、こどもが生まれて、何キロ何グラムやったなとか、身長は、とか、今高校生なんですけど、まだ手帳を置いていて、それはちょっと思い出になったりもする部分もあるんで、大和郡山市としては紙との併用をギリギリまで伸ばしていただきたいなと思います。
もちろん、アプリは便利だと思うし、僕も結構アプリ、アプリと言ってる派なので、このことは保護者の意見として聞いていただけたらと思います。よろしくをお願いします。

会 長：ありがとうございました。次回は資料をぜひともよろしくお願いいたします。他については、ここまではよろしいですか。
では、保育支援課の方の 2 つ目のご説明をよろしくお願いいたします。

保育支援課：お手元にご用意させていただきました「保育提供体制の確保のための「実施計画」による財政支援について」という資料です。この資料に基づいて説明をさせていただきます。

大和郡山市における待機児童は年々減少しておりますものの現状として、おられます。そのため、市としては、これまでも様々な対策を実施してきました。保育士確保のための施策もその一つで、令和 5 年度の 11 月より国の補助制度を活用し、保育士宿舎借上げ支援事業を実施し、保育士 1 人当たり月額 38,250 円を上限に補助を行っております。

資料「保育提供体制の確保のための「実施計画」による財政支援のついて」ということで、地域の課題に対応した財政支援ということで、保育提供体制の確保のための「実施計画」の採択を受けた自治体に対して、国は財政支援を行うとなっており、「採択分類・採択対象」の中で、大和郡山市はピンク色でマークしているところがございますけれども、補助メニューの「3、地域の課題に応じた対策」待機児童や人口減少、その他、保育提供体制に関わる課題が特に深刻であり、地域の課題や対応方針等にかかる計画を国に提出する市町村、と

ということで、同じく隣にマーキングしております「3④保育士宿舎借り上げ支援事業」についての財政支援を受けたいと考えております。

実績といたしまして、令和5年度2園2名、令和6年度3園3名、令和7年度につきましては3園4名から利用しているところでございます。民間園からは引き続きこの補助金を利用して保育士確保に努めていきたいとの要望もあり、市としても保育士確保に向けた有効な施策としての本事業を継続実施したいと考えております。

令和8年度から国の財政支援である補助金を引き続き受けるには、資料の一番最後に記載しておりますとおり、子ども子育て会議の承認が必要になるということで、今回お諮りさせていただいております。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

会 長 : はい、ありがとうございました。ただいま資料に基づきまして、保育体制、保育提供体制の確保のための財政支援ということで説明をしていただきましたが、これにつきまして、ご質問ご意見がございましたら、ご発言をお願いいたします。

保育士の宿舎借り上げの支援事業ということでございます。

よろしいでしょうか。今の保育支援課の方からの説明がございましたように、令和8年度からこの事業を受けるためには、この子ども子育て会議の方で承認が必要だということでございますので、この場でご承認いただけるということでよろしいでしょうか。

(委員拍手で承認)

会 長 : はいありがとうございます。では、そのように承認していただきました。

3.こども・若者の居場所づくりに移りたいと思います。このことについて、グループワークをしたいということでございます。進め方につきまして、事務局の方から説明をよろしくお願いいたします。

事務局 : はい、ということで、グループワークを進めていきたいと思います。

お手元に事前にお配りしてますA4の「こども・若者の居場所づくりについて(グループワーク)」という資料、そちらをご覧くださいと思います。今日みんなでお話をしていきたいと思います「居場所づくり」なんですけれども、いきなり居場所づくりって言うてもなんぞや、ということですので、簡単にご説明させていただきたいと思います。前のパワーポイントでご説明したいと思います。

居場所づくりということで、本市でどんな取り組みしているかというのをご紹介させていただきます。

こども食堂をはじめとする居場所づくりということで、市内でこども食堂をいろんなところで運営をしていただいております、まあそちらを支援しているんですが、こども食堂という言葉のイメージがどうしてもこうちょっとあまり裕福ではないお家のこどもが行くようなイメージがありまして、実際そういった意味合いもあるのですが、それだけではなくて、地域において、こどもも大人も集って、そこが居場所となつて、コミュニティを豊かにしていく居場所として、機能できたらいいなという思いで、今支援の事業を行っています。地域におけるこどもの居場所づくり、コミュニティづくりということで、これによって、こどもとその保護者を孤立させないという取り組みを進めています。市内に今 18 団体、そのうち 15 番フードバンク大和郡山というのはちょっと特殊ですので、それ以外の 17 カ所でこども食堂を運営していただいております。

食堂の様子ですけれども、温かい家庭的な雰囲気 みんな集ってご飯を食べようということで、もちろんご飯を食べるという目的もあるんですけど、食べながらいろんなコミュニケーションが生まれて、人間関係ができていくというような様子もございます。

ということで、17 カ所で運営をしていただいております。市の委託事業として経済的な支援をしており、また、市内各食堂のいろんな取り組みについて意見交換をして、お互いの運営のいいところを取り入れたり、課題を一緒に考えたりという意見交換会の場を設けたり、食べ物を扱いますので、衛生管理の研修会を開催したりという形で、市はこの事業に取り組んでおります。

それから先ほどからお話をさせていただいてますが、近鉄の郡山駅前の事業に伴っての新しい施設について簡単にご説明をさせていただきます。

繰り返しになりますが、駅の移設に伴って旧 asmo を建て替えるという事業です。

この 2 階の部分が、店舗と子育てセンターのフロアになる予定です。ここは室内遊び場がメインになり、これについては、今のところ小さいお子さんを想定したものになっています。また、これとは別に交流エリアという部分を予定してまして、この部分は、親世代の交流を図るとありますけど、中学生、高校生たちが自習したりといった居場所として機能するというのも目指す柱の一つと考えています。また、一時預かり室を設け、保育サービスの提供を予定しております。

こどもを中心に、こどもだけじゃなくて、いろんな世代が交流できる空間になればということで、いろいろと検討しながら計画を進めており、令和 10 年度

オープンを予定しております。

市が実施している2つのものを見ていただきましたが、元々この「居場所づくり」という言葉は最近生まれたもので、かつてはどういったものがこの役割を担っていたのかと言いますと、私が思いついたもので挙げましたが、昔は駄菓子屋さんだったり、公園だったり、友達の家だったり、あるいはこども会だったり、空き地とか、神社とか、別にそういう風な役割をつけてるわけではな
いですが、結果としてそういう風になっていたというようなものもあったと思うんですけど、これらが、特に駄菓子屋さんなど、どんどん潰れていっ
ていて、今なかなか見ないな、というところですね。

街全体として、こういった機能をどこに持たせていくかということを考えるのが「居場所づくり」なのかなと思います。地域に愛着を持って過ごしてもら
うためには、それぞれこどもに居場所があるということが大事です。しかも1
つあればいいということではなくて、いろんな選択肢があるということが、こ
どもたちのみならず、お住まいの皆さんがたにとって重要であると考えてい
ます

またそれは、場所があればいいということではなくて、そこに集う人々が繋がる
ということが大切です。ということで、どんな場所が必要なのかということ
を、今日、お話し合いしていただけたらと思います。

テーマとしては、2つ挙げております。まず、①今ある『居場所』とは、身近
に存在するその若者、こどもの居場所ってどんなところがあるかな、というの
をまず挙げていただき一人ずつ書いていただき発表をしていただければと思
います。過去に存在していたが、今はないというものでも大丈夫です。こうい
うのがあったよねというところをまず考えていただいて、その後に、②新たな
理想の居場所を、一旦実現性の有無は考えずに、こういうものがあつたらいい
ね、というものをまとめていただいて、最後に各グループから発表いただけれ
ばと思います。

30分間ぐらいを目途に議論していただければと思います。最初議論を始め
る前にどなたに発表していただくかを決めてから進めていただければと思
いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それではグループワークを始めてください。よろしくお願いいたします。

(グループワーク(2班に分かれ自由討論・議事外))

事務局 : では、発表をお願いします。

委員 : 私どもの班では、①の今ある居場所として、学校や学童、商業施設、学習塾な

どが挙げられました。各居場所のいいところとして、全体的にまとめると、みんなが集まりやすくていいなと思ったのと、悪いところとして、禁止事が多い。例えば図書館でいうと自習ができなかったりとか、公園もみんなが集まれるけどボールとかが使えなかったりという禁止事項があって、集まってもゲームしてる、ゲームしか使えないっていう状況が悪いところにしてあげられるかなと思いました。

②理想の居場所については、家から近い、集まりやすいという所や、お金をかからない明るい雰囲気のある場所が理想としてあげられます。

施設がきれいっていうのはもちろんなんですけど、見守ってくれる大人がいるっていう安心感がある場所が理想の居場所としてあげられました。以上です。

事務局：ありがとうございました。

委員：こちらの班では昔のことを思い出すよりも、今のことを中心にお話をいただこうと思います。

委員：では、発表します。こちらの班では、まず、①今の居場所としては、やっぱり学校や学習塾で、こども食堂や、習い事の先生の家とか、あと公園だったりとか、また、他の意見としては、駅前広場だったり、あと駄菓子屋だったりとかあります。今の居場所としては、例えば公民館であれば、近くの小学生とか保育園、幼稚園の頃だったら行きやすいですが、中高生ぐらいになると、電車とか自転車などの交通手段で遠いところまで行けたりできるようになって、他に遊ぶところが増えてくるから、地域の公民館や図書館などに行く回数がちょっと減りがちになっていくなと思いました。

だから、改善するにあたって、②の理想的な居場所については、例えばですが、中高生になると思春期でいろいろな悩み、親に打ち明けられない悩み事を抱える子が多いので、自分の思いを打ち解けられる環境、公民館という物理的な場所だけではなくて、こども食堂だったら職員さんとかに身近にすぐ悩み事を相談したりとか、そういう環境も必要と思いました。だから、駅前の旧 asmo だったところに新しく屋内の遊ぶエリアだったりとか、みんなの共有スペースができると聞いて、めっちゃワクワクしてるんですよ。楽しそうって思って。そういう新しいところができたら、自習するのに駅も近いし、帰り道にすぐ寄れるから、みんなも多分行きやすい環境だし、他の学校の子もいるだろうし、最近の子、現代の子は、知り合いは、同じ中学、高校の子だけでたまりがちなので、月1回か数回ぐらいイベントを開催して、新しい友達をつく

る機会を作ってもいいんじゃないかなって思いました。

他の意見としては、大人とこどもの関係だと気軽に話してできる場所だったり、もしくは小学生でまだスマホをもらえてない子などは、友達の遊びの時とかに連絡ができなかったりするから、その待ち合わせのできる場所があってもいいなと思いました。以上です。

会 長 : ありがとうございます。講評を簡単にさせていただきます。

カタカナ言葉で恐縮ですけど、レイ・オルデンバーグっていう人が「3つの居場所」という、居場所を3つに区別して、本に書いてるんです。第一の居場所が「家庭」。第二の居場所がこどもだったら「学校」ですよ。社会人だったら「仕事場・職場」ということになると思う。三番目は「地域」ということで、これよくサードプレイス、という言葉でくることがあると思いますけど、この中に例えば、こども食堂であったりとか、いろんなものが入ってくるのかなという風に思います。それぞれがいろいろな形で、それぞれ班の議論の中で出てきたのかなと思います。

私の方の班ではやっぱり出てきたのが公民館にしても、図書館にしても、やはり禁止事が多い。決まり事はなければいけないということはあるかもしれないけど、それを上から行政が決めるということではなくて、自治的に利用者がみんなで決めるみたいな、そういうのもあってしかるべきじゃないかというふうに思いました。

もう一方の班で委員がおっしゃってくださった自分の思いをぶつけられる場所になるような環境も大事だっていうような話も含めて、居場所をつくるということになってくると、行政なりその関係者がつくってお膳立てするということではなくて、当事者が中心になって、物事を決められる、環境を決められる。まあ、これは理想の話であるかもしれませんが、そのような居場所が必要なんだなっていうことも改めて皆さんの意見を聞いていて思いました。以上でございます。

事務局 : ありがとうございます。というところで、これをもちまして、グループワークは終了とさせていただきます。

これをもちまして、全ての議事が終了いたしました。

なお、「幼児期の学校教育・保育 実施状況」の状況をかいつまんで、概ね、「こども計画」のとおり事業を進められましたということの数値で表しておりますが、1つだけ、ここに出てない数がございますので、ご紹介させていただきます。保育園の待機児童が令和7年度4月時点で6名です。引き続きこれにつきましては、待機児童解消に向けて、取り組んでまいりたい。この4名

という数字は、国の基準に基づいた表現です。ご自身の都合により入園せずに待機されている方のことを特に「隠れ待機児童」と申しますが、こちらは 78 名発生しています。

こちらにつきましても、引き続き解消に向けて取り組んでまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

ということで、全ての議事が終わりましたので、これもちまして、会議を終了させていただきます。本日はお忙しい中、ありがとうございました。

以上